

## 株式会社西日本住宅評価センター

### 確認検査手数料減額要領

#### 第1章 総則

##### 第1条 目的

この確認検査手数料減額要領（以下「要領」という。）は、株式会社西日本住宅評価センター（以下「センター」という。）が定める確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）第12条に基づく減額の要件等について定める。

#### 第2章 手数料規程第12条に基づく減額の要件等

##### 第2条 減額における原則

- 一 手数料規程第12条第1項第一号に該当する場合、第3条を適用し、減額後の手数料に対して、手数料規程第12条第1項第二号から第四号の減額を合算した割合を減額することができるものとする。
- 二 手数料規程第12条第1項第一号に該当しない場合、手数料規程第12条第1項第二号から第四号の減額は適用しない。

##### 第3条 減額の対象となる件数と減額割合

- 一 手数料規程第12条第1項第一号で定める件数及び減額幅は、直近の年間申請件数が概ね120件以上の場合、基本手数料の減額は40%を、加算手数料の減額は100%を上限とし、3年をめぐりにこれを見直す。
- 二 前項において、申請実績期間が1年未満である場合、直近の月当たりの申請実績平均が12か月継続するとみなし、各条を適用することができる。
- 三 第1項に該当する件数を申請することを第8条の書面に明記する場合、当該件数を第1項の件数とみなし、各条を適用することができる。

##### 第4条 地域の実情に応じた減額割合

手数料規程第12条第1項第二号で定める地域は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県以外の地域とし、前条第1項の基本手数料からの減額は20%を上限とする。

##### 第5条 減額の対象となる他の業務と減額割合

手数料規程第12条第1項第三号で定める他の業務は、住宅ポイント業務等、不定期に行われる業務の中でセンターが認める業務等とし、第3条第1項の基本手数料からの減

額は30%を上限とする。

#### 第6条 減額の対象となる業務を効率的に実施できると認める要件と減額割合

手数料規程第12条第1項第四号で定めるセンターが業務を効率的に実施できると認める要件は、次の各号に定めるところによる。ただし、複数の項目に該当する場合においても、第3条第1項の基本手数料からの減額は25%を上限とする。

- 一 規則第1条の3による図書省略等、法令上の定めにより、審査又は検査の省略が可能な場合
- 二 建築設備において、建築物の確認検査と同時に申請が行われることで、効率的に審査、検査が遂行できる場合
- 三 建築物等の規模、用途その他の条件により、審査又は検査を要する条項が明らかに少ないとセンターが認める場合
- 四 センターが事前に業務の効率化に資すると認めた書式や記載方法等で、組織全体で統一して申請を行う場合
- 五 センターが過去に行った確認や検査等の指摘事項を分析し、組織として、その改善を可能とする仕組みを構築した場合

#### 第7条 地域又は期間を定めた特別な減額の適用

手数料規程第12条第2項に定める減額は次の各号に定めるところによる。

- 一 事前の周知は、減額の適用開始年月日の1か月以上前に行う。
- 二 前号の周知は、次条第一号から第四号及び第八号、減額の条件及び手数料規程第12条第1項の減額との併用適用の条件について行うものとする。
- 三 期間は1年以内とする。

#### 第8条 減額を行う場合の手続き等

第3条から第6条の減額を行う場合、申請者とセンターは次の各号の内容が記載された書面を交わし、これを行うものとする。

- 一 減額を適用する期間
- 二 減額の適用開始年月日及び減額の適用終了年月日
- 三 期間中に適用する手数料又は減額割合
- 四 減額の適用終了年月日を経過した場合に適用する手数料
- 五 第3条第1項に定める件数
- 六 第5条に定める他の業務
- 七 第6条に定める業務を効率的に実施できると認める要件
- 八 減額を適用する地域に指定を行う場合、その地域
- 九 減額の対象となる部門等の指定を行う場合、その部門等
- 十 減額の対象となる種別、用途又は規模等の指定を行う場合それらの内容

- 十一 契約の期間内において、契約を見直すことができる条件
- 十二 契約の期間内において、次の契約について協議を開始できる始期
- 十三 その他センターが必要と認める内容

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。